

航空自衛隊共通仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
件名	車両等外注整備共通仕様書	仕様書番号	松基LPS-V00072
		承認年月日	令和 5年 2月 15日
		作成年月日	令和 5年 2月 7日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第4航空団 車両器材隊		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、第4航空団（松島基地）が行う車両等外注整備共通仕様書について規定する。

### 1.2 仕様書の制限

この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。

### 1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は次による。

- a) 引用文書等 次に示す文書
  - 1) 引用文書 この仕様書に直接引用した文書
  - 2) 関連文書 この仕様書に規定した事項の参考となる文書
- b) 車両等 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下「航空自衛隊車両等整備基準」という。）に示す車両等、付属品及び予備品をいう。
- c) 部品等 純正部品、優良自動車部品、油脂及び塗料をいう。
- d) 官給品 官側から契約相手方へ提供する部品等をいう。
- e) 修理 交換、加工、板金、組立調整及び潤滑をいう。
- f) 塗装等 塗装、標識及び防錆処置をいう。
- g) 点検等 定期点検、定期検査、保安確認検査及び計画外整備をいう。
- h) 規則等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「道路運送車両法」という。）、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）（以下「自衛隊の使用する自動車に関する訓令」という。）、航空自衛隊車両等整備基準をいう。
- i) 個別TO等 車両等に適用する技術指令書及び製造会社技術資料等
- j) 保安確認検査 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「道路運送車両の保安基準」という。）に適合していることを確認する検査及び自動車の検査に伴う事務手続き等又は道路運送車両法適用除外車両については、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合していることを確認する検査をいう。
- k) 定期点検 道路運送車両法に基づく次の法定点検
  - 1) 3か月点検
  - 2) 6か月点検
  - 3) 12か月点検
  - 4) 24か月点検
- l) 定期検査 航空自衛隊車両等整備基準に基づく次の検査
  - 1) I検査（6か月ごと）
  - 2) M検査（12か月ごと）
- m) 追加整備 定期点検又は定期検査で発見された不具合の修理及び塗装

件名	車両等外注整備共通仕様書
----	--------------

- n) 付帯整備 保安確認検査に合わせて実施する下回り洗浄、下回り塗装及びブレーキフルード交換
- o) 計画外整備 定期点検又は定期検査以外で発生した不具合の修理及び塗装
- p) 修理不能 契約相手方の整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超えるもの。
- q) 監督・検査 市販品（カタログ製品）の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び検査について（通達）（空幕調達第 215 号(124)4.3.31）のほか、次による。
  - 1) 監督 監督官が契約の履行途中において、部品等の品質の確認、工程の管理及びその他必要な事項について、契約上の要求事項に適合するか確認すること。
  - 2) 検査 検査官が車両等の品質及び数量等が契約上の要求事項に適合するか確認し、合格又は不合格の判定を行うこと。
- r) 品質保証資料 品質保証資料は次による。
  - 1) 道路運送車両法第 49 条及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める点検整備記録簿
  - 2) 修理要領明細書（別紙様式第 1）及び必要に応じて使用材料を明確にする契約相手方が定めた資料又はその他品質を保証するに必要な資料等
  - 3) 車両作業用紙（別紙様式第 2 及び別紙様式第 3）

#### 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### 1.4.1 引用文書

道路運送車両法

道路運送車両の保安基準

自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令

航空自衛隊調達規則（JAFR124）（以下「航空自衛隊調達規則」という。）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

航空自衛隊車両等整備基準

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

市販品（カタログ製品）の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び検査について（通達）（空幕調達第 215 号（124）4.3.31）

##### 1.4.2 関連文書

道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）

自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会）

自動車の点検及び整備に関する手引き（平成 12 年運輸省告示第 162 号）

優良自動車部品一覧表（空幕調達第 275 号 40.11.8）

航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 46 年航空自衛隊達第 10 号）

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）

車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般事項

この仕様書に示された引用文書等に基づき、経済的かつ効率的に作業を行わなければならない。

件名	車両等外注整備共通仕様書
----	--------------

## 2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次に示す。

- a) 点検等
- b) 修理
- c) 塗装等

## 2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す作業は、次により実施しなければならない。

### 2.3.1 点検等

規則等及び個別T O等に基づいた点検等を実施するものとし、規則等及び個別T O等の基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、監督官の指示を得た後、追加整備を実施するものとする。

### 2.3.2 修理

点検等で不具合が発見された場合、監督官の指示を得た後、規則等及び個別T O等の基準に適合するように修理をする。

### 2.3.3 塗装等

車両等の塗装等は、特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）及び車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）に基づき実施するものとする。

### 2.3.4 作業の中止

次に示す場合は作業を中止し、監督官及び契約担当官に申し出るものとする。さらに修理不能と判明した場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第7）を作成し契約担当官に提出するものとする。

- a) 仕様書で規定した以外の作業が必要な場合
- b) 修理不能と判明した場合

## 2.4 部品等

必要な部品等は、官給品を除き契約相手方が準備する。

## 2.5 機能及び性能

車両等の機能及び性能は、規則等及び個別T O等の基準に適合しなければならない。

## 3 その他の指示

### 3.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 修理要領明細書（別紙様式第1）
- b) 車両作業用紙（別紙様式第2又は別紙様式第3）
- c) 点検整備記録簿
- d) 受領書（別紙様式第4）
- e) 返品書・材料使用明細書（別紙様式第5）
- f) 納品書・検査調書（別紙様式第6）
- g) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第7）
- h) その他監督官及び契約担当官の指示するもの。

### 3.2 官給品

契約相手方が使用しなければならない官給品は次による。ただし、必要に応じ、監督官の指示を得た後、契約相手方が用意することができる。

- a) 下廻り防錆塗料（シャシブラック）、ブレーキフルード、ベアリンググリース、エンジンオイル及びロングライフクーラント
- b) その他、監督官の指示によるもの。

件 名	車両等外注整備共通仕様書
-----	--------------

### 3.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、監督官が特に指示する場合を除き、修理の役務対象外とする。

### 3.4 計測器及び試験装置

規則等の保安基準に適合していることを確認するための計測器及び検査用機器は、性能が維持されていなければならない。

### 3.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の内容について依頼された場合は、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

### 3.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きは、監督官又は契約担当官の指示による。

- a) 車両等の輸送(搬入、搬出)は、官側が実施する。ただし、必要に応じ、監督官の指示を得た後、契約相手方が実施することができる。
- b) 契約相手方は、次による処置の場合は、受領書(別紙様式第4)又は返品書・材料使用明細書(別紙様式第5)を官側へ提出しなければならない。
  - 1) 車両等の受け渡しの処置
  - 2) 官給品の処置
  - 3) 交換した旧部品の返納処置

### 3.7 品質保証

契約相手方は、車両等の引渡しから引取りまでの期間における、役務上の責任を全て負うものとする。また、官側が車両等を受領してから1年以内において、機能不良又は損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められた場合は、契約相手方が無償で修理及び塗装等を行うものとする。

### 3.8 監督及び検査

航空自衛隊調達規則に定める監督及び検査要領及び納品書・検査調書(別紙様式第6)による資料監督方式及び資料検査方式により実施するものとする。

### 3.9 安全管理

契約相手方は、危険物の取り扱い、高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い及びその他作業中事故を生起しやすい作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等(契約相手方が必要により定めた基準等を含む。)に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

### 3.10 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

## 修 理 要 領 明 細 書

提出会社:	品名		確認年月日	令和	年	月
	(型式)		監督官名	4空団 整補群 車器隊		
	車番					

作 業 区 分	整備作業の行程及び内容
---------	-------------

装置区分	S/N又はP/N	品名	分解 整備	交換	加工	板金	塗装 等	組立 調整	官給 品	単位	数量	M/H	単価	金額	備考



車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																						
車種	検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換: ※印		✓ 良好	× 調整	×× 取換	××× 修理																			
自動車番号	所属部隊			T 締付	C 清掃	L 給油																				
開始日付	完了日付			分解したら記号を○で囲む																						
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																			
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																						
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																						
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																						
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																						
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																						
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																						
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																						
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																						
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																						
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																						
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																						
<b>II. 制動装置</b>				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																						
ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※				3. コイル・スプリングの損傷																						
ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																						
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																						
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																						
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																						
6. リザーバ・タンクの液量 ※				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																						
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ																						
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																						
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																						
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">前輪</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後	後	左	後	右	後	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
					前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前												
	後		後	後		左	後	右	後																	
<b>V. 動力伝達装置</b>				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																						
11. ブレーキ・チャンバの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																						
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び																						
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																						
14. ブレーキ倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等																						
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																						
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																						
ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																						
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																						
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																						
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																						
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの視原				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">前輪</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後	後	左	後	右	後	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
					前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前												
	後		後	後		左	後	右	後																	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																						
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																						
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																						
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																						
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				<b>VI. 電気装置</b>																						
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				1. スパーク・プラグの状態																						
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				2. 点火時期																						
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態																						
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																						
<b>III. 走行装置</b>				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																						
1. タイヤの状態 ※				<b>VII. 原動機</b>																						
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				1. 低速と加速の状態																						
(2) タイヤの亀裂、損傷				2. 排気の状態																						
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">CO</td> <td style="width:25%; text-align: center;">HC</td> <td style="width:25%; text-align: center;">黒煙</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙																
CO	HC	黒煙																								
*タイヤの溝の深さ																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">前輪</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">前</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">前</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td></td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">左</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">右</td> <td style="text-align: center;">後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前		後		後	後	左	後	右	後	3. エア・クリーナ・エレメントの状態			
					前輪	左	前	右	前	後	左	前	右	前												
	後		後	後		左	後	右	後																	
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																						
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																						
				6. エンジン・オイルの漏れ																						

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施設装置の作用		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. プロバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のビントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅸ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーン的作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目の身であれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--



車両等作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号																															
車種	検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換: ※印		✓ 良好	T 締付																														
自動車番号	所属部隊			× 調整	C 清掃																														
開始日付	完了日付			×× 取換	L 給油																														
				××× 修理	分解したら記号を○で囲む																														
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																												
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																															
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																															
<b>II. 制動装置</b>				(4) トルク・ロッド (ラジス・ロッド) の連結部																															
ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※				3. コイル・スプリングの損傷																															
ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																															
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																															
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	<b>V. 動力伝達装置</b>			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
11. ブレーキ・チャンバの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床版との隙間																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																															
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																															
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																															
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																															
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																															
ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				(1) スプライン部の摩耗によるがた																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				<b>VI. 電気装置</b>																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				1. スパーク・プラグの状態																															
<b>III. 走行装置</b>				2. 点火時期																															
1. タイヤの状態 ※				3. ディストリビュータのキャップの状態																															
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																															
(2) タイヤの亀裂、損傷				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																															
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				<b>VII. 原動機</b>																															
*タイヤの溝の深さ				1. 低速と加速の状態																															
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙		2. 排気の状態																									
CO		HC		黒煙																															
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙		3. エア・クリーナ・エレメントの状態																									
CO		HC		黒煙																															
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙		4. エア・クリーナの油の汚れと量																									
CO		HC		黒煙																															
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙		5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																									
CO		HC		黒煙																															
<table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙		6. エンジン・オイルの濡れ																									
CO		HC		黒煙																															

7. 燃料漏れ	※			X. 施設、荷役、その他の車両		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※			2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
Ⅳ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3. チェーンリフト、ドライブ	※	
1. メーターリング・バルブの状態				4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5. シリンダーリフト、チルト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				6. 油圧ポンプ	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7. 一般漏えい（油、水、空気）	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				8. 旋回機構		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム		
7. 二次空気供給装置の機能				10. 安全クラッチ、減速機構	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能				11. ドラム	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				12. 昇降機構	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13. コンピュータ、ブラシ	※	
Ⅴ. 附属装置等				14. コントローラ	※	
1. ホーンの作用	※			15. パワー・テーク・オフ	※	
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※			16. 索導記	※	
3. デフロスタの作用				17. クレーン・アタッチメント	※	
4. 旋錠装置の作用				18. キャタピラ	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				19. 排土版、スクレーパ	※	
6. マフラの機能				20. フィフス・ホイール	※	
7. 火花防止装置の状態				21. 補助脚	※	
8. エア・タンクの凝水				22. キング・ピン（摩耗、破損、カップラ結合箇所）	※	
9. エア・コンプレッサの機能				Ⅺ. かく座機取容器材		
10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1. 操向装置	※	
11. 非常口の扉の機能				2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※			3. クレーン・エンジン	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷				4. クレーン電気系統	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5. 補助脚	※	
15. シート・ベルトの状態				6. 通話装置	※	
16. 開扉発車防止装置の機能						
17. シャシ各部の給油脂状態	※					
署名については、※印の項目の身であれば整備員印欄及び整備隊長等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。						
付記又は特記事項						
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印

主梱包番号:

項 番 目 号	物品番号	品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要	受 領 書						
							受 付 年 月 日	非消耗品、消 耗品の区分					
							引 渡 者	物 品 管 理 官	(官職氏名)				
									(証 書 番 号)				
									取 扱 者 印			転 記	
									(官職氏名)				
								物 品 出 供 引 納 用 渡 官 官 者	( 年 月 日 )		(証 書 番 号)		
									取扱者			転 記	
									引 渡 年 月 日				
									(住 所) (社 名) (代用者名)				
							受 領 者 者	受領者 氏 名			(受領年月日)		
								根 拠	(契約担当官)		(契約年月日)		
							(契約番号)						
							備 考						

項目 番号	物品番号	品名	規格	単位	交付 数量	使用数量	返品数量 残数量	摘要	返品書・材料使用明細書			
									1			
2									(官職氏名)			
3									年月日		証書番号	
4									取扱者		転記	
5									物品 出供受 納用領 官者			
6												
7									年月日		証書番号	
8									取扱者		転記	
9									(契約担当官)		(契約年月日)	
10									(契約番号)			
11									(住所) (社名) (代用者名)			
12									引渡年月日			
13									引渡者			
14												
15												
16												
17												

#	納入先		航空自衛隊松島基		#	発送年月日		納品書・(受領)検査調書		
#	契約者名 住所 会社名 代表者名				#	輸送方法				
#	調達要求番		#	契約年月日		令和4年4月14日		物品管理官 官職氏名		
#	確認番号又は 認証番号		#	納期				物品管理官命令年月日 物品管理簿登記年月日		
#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
項目 番号	物品番号	会社部品 番号 又は規格	品名	単位	単価	数量	金額	物品出納官 (物品供用官) (受領者) (国有財産受領官) 受領数量	備考	
						計				
検査指令番号		検査判定		検査結果及び物品管理官の受入命令(受領命令)により受領した。  受領 令和 年 月 日 受入  物品出納官 所属 (物品供用官) 官職 (受領者) 氏名 (国有財産受領官) 氏名						
検査種類		納入年月日								
検査方式		検査年月日								
検査場所		検査所見								
上記のとおり検査結果を報告する。 令和 年 月 日 検査官 所属 官職 氏名										

注:1 納品書((受領)検査調書(予決令第101条の9に規定する調書をいう。))

として使用する場合は、(受領)検査調書(納品書)の文字を抹消して使用する。

2 #印は、納入業者で記入する。

3 分割納入欄は、契約上の一括納入又は分割納入の区分及び回次1/2・2/3の如く記入する。

4 物品番号等は、仕様書に記載してあるものを記入する。

5 数量欄は、納入先ごとの納入数量を記入する

6 検査所見等詳細に報告する必要がある場合は、別紙とすることができる。

7 必要があると認めるときは、この様式に所要の事項を付け加えることができる。

8 検査種類は数量等又は品質及び数量等を記入する。

9 検査方式は受領検査指令書で指定された実施要領番号を記入する。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

頁中第 頁

## 修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、整備能力を超えるもの、部品等が入手できない場合又は、修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超えるものが見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号	2310-427-6883-5		仕様書番号	
件名	乗用車 (DBA-KG11) の外注整備		仕様書番号	松基LPS-V00086
			承認年月日	令和 5年 2月 15日
			作成年月日	令和 5年 2月 7日
			改正年月日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊名	第4航空団 車両器材隊			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、乗用車（DBA-KG11）の外注整備に適用する。

### 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

## 2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

## 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

## 4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

## 5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-424-9285-5	仕様書番号	
件名	業務車1号 (UA-WTP12) の外注整備	仕様書番号	松基LPS-V00075
		承認年月日	令和 5年 2月15日
		作成年月日	令和 5年 2月 7日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊名	第4航空団 車両器材隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(UA-WTP12)の外注整備に適用する。

### 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

## 2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

## 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

## 4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

## 5 その他の指示

車両共仕の3項による。



航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-424-7649-5	仕様書番号	
件名	業務車3号 (DBA-KG11) の外注整備	仕様書番号	松基LPS-V00076
		承認年月日	令和 5年 2月 15日
		作成年月日	令和 5年 2月 7日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第4航空団 車両器材隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車3号（DBA-KG11）の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	2310-427-2053-5	仕様書番号
品名 又は 件名	業務車1号 (UA-W11)  の外注整備	松基LPS-B23268
		承認 令和6年2月16日
		作成 令和6年2月15日
		改正 令和 年 月 日
		作成部 令和 年 月 日
	作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号(UA-W11)の外注整備に適用する。

### 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072(以下「車両共仕」という。)

## 2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

## 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

## 4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

## 5 その他の指示

車両共仕の3項による。

文書管理情報			
文書管理名	表示	区分	不表示
文書管理名: 第4航空団機務隊車両器材隊			
一元的管理: 同上	作成時	○	
責任を有する者: 同上	区分: 1	2	3 4 5 6
分類: E-10-124	理由:		
作成年月日: 2024.2.15			
取得年月日:			
保存期間: 5年			
廃止年月日: 2029.3.31			
本紙含め: 1枚			
配布先: なし			

## 航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-2053-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	業務車1号 (DBA-JY12)  の外注整備	松基LPS-B23269	
		承認	令和 6年 2月16日
		作成	令和 6年 2月15日
		改正	令和 年 月 日 令和 年 月 日
		作成部 隊名	第4航空団 車両器材隊

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、業務車1号（DBA-JY12）の外注整備に適用する。

#### 1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072（以下「車両共仕」という。）

### 2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

### 3 自動車番号

発注時に示すものとする。

### 4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

### 5 その他の指示

車両共仕の3項による。

文書管理情報			
文書管理者	一元的管理	作成時	区分
第4航空団車両器材隊	同上	○	1 2 3 4 5 6
責任を有する者	同上		理由:
分類番号	E-10-124		
作成年月日	2024.2.15		
取得年月日			
保存期間	5年		
保存期間満了日	2029.3.31		
本紙含め	1枚		
配布先	なし		

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-3327-5		仕様書番号
件名	小型人員輸送車 (UD-DVW41、 ABG-DVW41)  の外注整備	仕様書番号	松基LPS-V00082
		承認年月日	令和 5年 2月15日
		作成年月日	令和 5年 2月 7日
		改正年月日	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第4航空団 車両器材隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小型人員輸送車 (UD-DVW41、ABG-DVW41) の外注整備に適用する。

1.2 引用文書

車両等外注整備共通仕様書 松基LPS-V00072 (以下「車両共仕」という。)

2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は車両共仕の1.3項による。

3 自動車番号

発注時に示すものとする。

4 役務に関する要求事項

車両共仕の2項による。

5 その他の指示

車両共仕の3項による。